

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの5類移行後も、医療機関等に対する公的支援を後退させないことを求める意見書について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの5類移行後も、医療機関等に対する公的支援を後退させないことを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年3月22日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

小 松 あきら

能登谷 繁

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの5類移行後も、医療機関等に対する公的支援を後退させないことを求める意見書

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に移行する方針を決めた。また、5類に移行することに伴い、外来・入院の自己負担分の公費支援を段階的に見直すこととし、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしている。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の第8波の際には、死亡者数が過去最多を更新し、感染者の急増で医療体制がひっ迫したことから、5類への移行については専門家から様々な懸念が表明されている。日本医師会などは、医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援の継続」を要望し、「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制がひっ迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もある。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は、倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐に渡る内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められる。

よって、政府においては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを移行しても、公費負担や財政措置を縮小することにより、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をすることがないように、公的支援を後退させないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会